| | | 日 | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| | 海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 | 九 | 三 | 四 |
| 五六二 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 九 | 四 | 四 |
| 五七五 | | | | |
| 五七六 | 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 | 一〇 | 三 | 三 |
| 五八三 | | | | |
| 五八四 | 飼料の公定規格の一部を改正する件 | 一〇 | 81 一 | 一 |
| 五八五 | 種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 | 一〇 | 81 二四 | 二 |
| 五八六 | 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 | 一〇 | 81 二八 | 二 |
| 五八七 | フローリングの日本農林規格の一部を改正する件 | 一一 | 二 | 二 |
| 五八八 | フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 | 一一 | 二 | 二 |
| 五八九 | フローリングについての検査方法の一部を改正する件 | 一一 | 二 | 二 |
| 五九〇 | フローリングについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 | 一一 | 二 | 二 |
| 五九一 | 保安林の指定をする件 | 一一 | 三 | 三 |
| 五九八 | | | | |
| 五九九 | 種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 | 一一 | 四 | 四 |
| 六〇〇 | | | | |
| 六〇一 | 資源管理基本方針の一部を変更する告示 | 一一 | 82 八 | 八 |
| 六〇二 | 漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間を定める告示 | 一五 | 二 | 二 |
| 六〇三 | 農薬を登録した件 | 一五 | 三 | 三 |
| 六〇四 | | | | |
| 六〇五 | 農薬の登録が失効した件 | 一五 | 三 | 三 |
| 六〇六 | ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件 | 一五 | 85 一一 | 一一 |
| 六〇七 | 保安林の指定をする件 | 一六 | 三 | 三 |
| 六〇八 | | | | |
| 六一二 | | | | |
| 六一三 | 〃 | 一七 | 三 | 三 |
| 六一八 | | | | |
| 六一九 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一七 | 87 三四 | 四 |
| 六二〇 | 肥料の登録が失効した件 | 一七 | 87 三七 | 五 |
| 六四一 | 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 一八 | 五 | 五 |
| 六四二 | 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件 | 一八 | 五 | 五 |
| 六四三 | 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 一八 | 六 | 六 |
| 六四四 | 農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 一八 | 六 | 六 |
| 六四五 | 肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 | 一八 | 六 | 六 |
| 六四六 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一八 | 88 一 | 一 |
| 六四七 | 生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件 | 一八 | 88 四 | 四 |
| 六四八 | 肥料の登録が失効した件 | 一八 | 88 四 | 四 |
| 六四九 | 精米の日本農林規格の一部を改正する件 | 二一 | 三 | 三 |
| 六五〇 | 精米についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 | 二一 | 三 | 三 |
| 六五一 | 植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件 | 二一 | 三 | 三 |
| 六五二 | | | | |
| 六五九 | 保安林の指定をする件 | 二三 | 二 | 二 |
| 六六〇 | 保安林の指定を解除する件 | 二三 | 三 | 三 |
| 六六三 | | | | |
| 六六四 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 二五 | 二 | 二 |
| 六六九 | | | | |
| 六七〇 | 保安林の指定をする件 | 二八 | 二 | 二 |
| 六七一 | | | | |
| 六七二 | 保安林の指定を解除する件 | 二八 | 二 | 二 |
| 六七三 | 地すべり防止区域を追加指定する件 | 三〇 | 五 | 五 |
| 六七四 | 協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件 | 三〇 | 96 六一 | 六 |
| | **三　農林水産省、経済産業省、環境省** | | | |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関を指定する件 | 二四 | 二 | 二 |
| | **〇経済産業省** | | | |
| 五〇 | 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件 | 一 | 七 | 七 |
| 五一 | 中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件 | 一 | 73 八四 | 八 |
| 五二 | 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件 | 四 | 六 | 六 |
| 五三 | 電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件 | 八 | 五 | 五 |
| 五四 | 輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項の一部を改正する件 | 九 | 80 三八 | 三九 |
| 五五 | 輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件 | 九 | 80 三八 | 三九 |
| 五六 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件 | 九 | 80 三九 | 四〇 |